

国大協事務局からの6月12日付け返信に抗議し、

国立大学協会通常総会(6月15日)での真摯な議論を求める

軍学共同反対連絡会

6月10日に軍学共同反対連絡会が国立大学協会に送付した「4月24日付回答で示された『1967年所見』の確認と再回答の要請について」に対する返信が、6月12日、国大協事務局から届きました。(下記参照)それは、国大協は総会で所見を確認することも、私たちの再質問に答えることもしないという内容です。それについて私たちは強く抗議し、6月15日の通常総会での真摯な議論を求めるものです。

国大協永田会長は私たちの4月13日付け質問の中で、1967年の大河内一男会長「所見」について問うたことに対し、「当時の考え方は、現在も維持されています」と答えられました。しかしそのことについては今年の1月29日の国大協総会でも話しあわれていません。この重要なことが、国大協執行部の判断だけでなされ、総会への報告もないことは国大協の民主的運営にも悖ると考え、私たちは、6月15日の総会でせめてこの「所見」の内容を確認すること、そして私たちの再質問について検討することを求めました。それに対する返事が下記です。

しかもその中で「会員大学は爾来、当該所見を踏まえ、『それぞれの専門領域に責任を負っている者の学問的良心』により、個々の案件について慎重に検討・判断されてきている」としていることは大きな問題です。筑波大学を含めたいくつかの国立大学の応募も「所見を踏まえている」というのですが、これは国大協の総意でしょうか。

私たちは、上記の考えは2重の意味でこの「所見」の考えと背馳することではないかと考えます。

というのは、「所見」が「外国の軍の資金等の援助を受けることは、日本の大学としては望ましくない」との見解は、直接武器開発につながるか否かとは関係なく、国際会議への補助も含むあらゆる場面で、軍資金援助を受けることが「望ましくない」としているためです。筑波大学が主張するように「直接軍事につながらない基礎研究」ならばよいというものではないことは明らかです。

また、「所見」は直接には外国の軍の資金等の援助を受けることを問題にしていますが、それは当然ながら日本の防衛費から援助を受けるのはよいということの意味していたわけではないのも明らかです。実際、1967年5月に米軍資金の問題が明るみに出て社会問題となる中で出された「所見」ですから、外国の軍事組織からの資金援助に言及するのは当然ですが、そもそも日本の軍関係の資金(防衛費)を用いた研究を行わないことは、当時の科学者に共通の考えであったからです。

そのことは、国大協の「大河内会長所見」が出される直前に、大河内東大総長が「東大としては、南原総長の時代から、軍事研究に従事しない、外国の軍隊の研究はおこなわない、軍の研究援助は受けない、などを原則としてきた」と語っていること(東京大学新聞6月5日号)、この「所見」の3か月後に出された日本学術会議の「軍事目的のための科学研究を行わない声明」が「真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭に置き、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決議を声明する」と謳っていることから明らかです。

国大協永田会長は「所見の考えを維持する」と言いながら、実際には「所見」の考えを

捻じ曲げていると私たちは考えます。これは国大協の総意でしょうか。

日本学術会議は 2017 年 3 月に 1 年かけて丁寧に議論し、1950 年および 1967 年声明を継承する新声明を発しました。同じような誠意ある対応を国大協も行ってほしいと思います。

私たちは、永田会長の「国大協が 1967 所見の考えを維持する」との言葉が、「一知半解」の形式的な対応に留まることなく、国大協として「大河内所見」を正しく維持することの再確認をもとめているのです。ぜひ「大河内所見」の現代的意味を議論し、国大協全体で確認することをしていただきたいと思います。現在、それほど重大な問題が提起されているからです。

6 月 15 日の総会を出発点に真摯に議論し、国大協としての明確な考えを明らかにすること、そして各大学のこの間の取り組みがそれと背馳していないかを問い直していくことを国大協に求めます。国大協が過去において果たしてきた輝かしい歴史を、今後も踏襲されることを期待しています。

あわせて、「既に回答した内容に尽きて」いないからこそ提示した再質問に、真摯に答えていただくことを強く求めます。

軍学共同反対連絡会事務局に 6 月 12 日 17 時に届いたメール

国立大学協会事務局でございます。

6 月 4 日付メール(註)にてお問い合わせいただいた件につきまして、以下で回答いたします。

当該所見については第 39 回総会における会員大学の議論を踏まえ公表されたものであり、刊行物として出版されている「国立大学協会会報第 37 号」に掲載されているほか、会員用データベースでも閲覧可能となっており、全会員大学に既にその内容は知らされております。

会員大学は爾来、当該所見を踏まえ、『それぞれの専門領域に責任を負っている者の学問的良心』により、個々の案件について慎重に検討・判断されてきているものと考えております。

内容等に変更があったものでもございませんので、当該所見について改めて会員大学に配布・周知する必要があるとは現時点では考えておりません。

なお、6 月 10 日付貴連絡会文書「4 月 24 日付回答で示された『1967 年所見』の確認と再回答の要請について」でご質問の点については、既に回答した内容に尽きておりますのでご理解ください。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

以上、よろしくお願いたします。

(註)上記の 6 月 4 日付けメールでは次の要請をしました。

「国大協が 1967 年の声明の考え方を維持しているということを、全会員に伝えること自体が重要なことだと思います。多くの会員が所見の内容も知らされないまま『1967 年の所見の考え方を維持する』と対外的に主張されることは論理的にも矛盾しており、また国大協内部の民主的運営にも反します。国大協総会において 1967 年の所見を配布し、会長から『その考え方を国大協として維持している』ことを明確に発言していただきたいと思います。」